

# 一般競争入札説明書

令和 8 年 3 月 9 日  
沖縄県立北部農林高等学校

沖縄県立北部農林高等学校給食調理業務等委託契約の一般競争入札（以下「入札」という）については、関係法令及び沖縄県財務規則に定めるほか、この入札説明書によるものとする。入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、下記の事項を熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を明らかにするものである。

## 1. 入札に付する事項

- (1) 件名 沖縄県立北部農林高等学校給食調理業務等委託
- (2) 入札執行者 沖縄県名護市宇宇茂佐 13 番地 電話：0980-52-2634  
沖縄県立北部農林高等学校 校長 屋嘉比 仁
- (3) 契約期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日（3 年間）

(4) 留意事項 本契約は〔沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例〕に基づく長期継続契約であり、翌年度以降、本契約における歳入歳出予算について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができるものとする。

※次年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる事業である。 県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しない。

## 2. 入札参加資格に関する事項

- (1) 沖縄県立学校給食・舎食調理業務に係る競争入札参加資格登録名簿に登録されていること。
- (2) 沖縄県内に本店又は支店、営業所を有し本業務について速やかに対応できること。
- (3) 県内の学校・病院・社会福祉施設の 1 回あたり 50 食以上の集団給食を 5 箇年以内に受託した実績があること。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないこと。
- (6) 沖縄県物品調達等における暴力団の排除に関する協議書に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (7) 沖縄県財務規則第 126 条の規程に該当しない者であること。
- (8) 過去 5 箇年間に食中毒事故がないこと。
- (9) 学校現場からの諸要望に適宜、迅速に応えられること。
- (10) 入札参加資格審査結果は、申請書確認の上、郵便等により通知する。

## 3. 入札参加資格の確認・期間

### (1) 提出書類

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書（第 1 号様式）
- イ 沖縄県競争入札参加資格者名簿の確認書類にかかる審査結果通知書の写し
- ウ 誓約書（第 2 号様式）
- エ 入札保証金に関する書類（別添：入札保証金説明書参照）
- オ 県税（事業税及び県民税）、消費税及び地方消費税の納税証明書
- カ 応札明細書（第 6 号様式）

(2) 期 間

令和8年3月9日(月)から令和8年3月17日(火)

(直接持参または郵便(簡易書留に限る)による提出)

(3) 提出場所〔沖縄県立北部農林高等学校〕

〒905-0006 沖縄県名護市宇佐茂佐13番地

県立北部農林高等学校 事務：仲程 TEL：0980-52-2634 FAX：0980-54-1664

E-mail nakhodoy@pref.okinawa.lg.jp

※応札明細書の提出期限日 令和8年3月17日(火) 17時 ※時間厳守

4. 入札の方法 一般競争入札(地方自治法施行令第167条関係)

5. 入札執行の日時及び場所

(1) 入札日時

令和8年3月23日(月) 午後2時

(2) 入札場所

沖縄県名護市宇佐茂佐13番地

県立北部農林高等学校 図書館

6. 入札(沖縄県財務規則124条関係)

「入札者は、契約条項そのほか関係書類及び現場を熟知の上、入札書を一件ごとに作成して封筒に入れ密封の上、封皮に氏名(法人の場合はその名称を記入)及び3/23開封沖縄県立北部農林高等学校給食調理業務等委託一式入札書在中と記入すること。」

(1) 入札書は5(2)に定める開札場所に、直接持参して提出すること。郵送による場合は、簡易書留郵便にて令和8年3月19日(木)午後5時までに本校事務室に提出すること。

(2) 入札金額の記入

①入札金額は、算用数字を用いて丁寧に記入し、入札金額の頭に¥マークを表示する。

②入札金額は消費税抜きの金額を記入のこと。

(3) 代理人が入札する場合は、必ず委任状(別紙様式)を提出すること。

(4) 入札書は、別紙仕様書に基づき見積るものとする。

(5) 入札者は、入札書を一旦提出した後は開札の前後問わず当該入札書の書換、引換え、又は取消しをすることはできない。

(6) 再度入札

開札した場合において、落札者がいない場合は再度の入札を行う。ただし、再度入札の回数は2回を限度とする。再々入札に付し、落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき随意契約ができるものとする。

7. 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則(昭和47年沖縄県規則第12号)第100条に基づき、見積る契約金額(長期継続契約に係る入札にあつては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額)の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

① 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。

② 競争入札に付する場合において、令第167条の5及び令第167条の11に規定する資格を有する者

で過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 落札者の入札保証金は、契約保証金の全部または一部に充当することができる。

(3) その他詳細は「入札保証金説明書」による。

#### 8. 入札の無効（沖縄県財務規則第126条関係）

次に該当する入札は無効とする。

(1) 入札参加資格のない者のした入札

(2) 委任状を持参しない代理人のした入札

(3) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札

(4) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札

(5) 入札書の表記金額を訂正した入札

(6) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し又は不明な入札

(7) 入札条件に違反した入札

(8) 連合その他不正の行為があった入札

(9) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

#### 9. 入札の辞退等

(1) 入札前・・・入札辞退届を契約担当者に持参又は郵送する。【入札前日必着】

(2) 入札執行中・・・入札辞退届又はその旨明記した入札書を提出する。

(3) 不利益禁止・・・入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札に不利益な取扱いを受けない。

#### 10. 落札者の決定方法（沖縄県財務規則第127条関係）

(1) 入札書を提出した者のうち、入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額が予定価格以内の最低価格の入札をした者を落札者とし、この金額を落札額とする。落札金額について1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

(2) 落札が無効であるときは、その次順位の入札をした者を落札者とする。この場合においても、予定価格以内の入札をした者を落札者とする。

(3) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじによる落札決定を行う。

(4) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約をすることができるものとする。

#### 11. 最低制限価格に関する事項（沖縄県財務規則第129条）

最低価格は設定しないものとする。

#### 12. 契約保証金（沖縄県財務規則第101条関係）

落札者は、沖縄県財務規則第101条の規定により、契約金額（長期継続契約に係る入札にあつては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

① 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。

② 競争入札に付する場合において、令第167条の5及び令第167条の11に規定する資格を有する者で過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

13. 契約締結の期限（沖縄県財務規則第 132 条関係）

入札の落札者は、落札決定の日から起算して「7 日以内」に契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りではない。

14. 沖縄県長期継続契約

沖縄県長期継続契約制度の趣旨を理解していること。

12. その他

（1）入札に係る質問

入札説明書及び仕様書に対する質問は、書面（別紙：質疑応答書）により行うものとする。

ア 対応期間 令和 8 年 3 月 9 日（月）～令和 8 年 3 月 16 日（月）（土日・祝祭日除く）

イ 提出方法 F A X（送信後は学校まで受信の確認をお願いします）

ウ 提出先 沖縄県立北部農林高等学校（F A X：0980-54-1664）